

## ドイツにおける企業倫理 —分析と傾向—

田中美紀子  
(マールブルク大学)

### はじめに

アリストテレスの分類によると、倫理学、政治学、経済学は相互に関係しながら、ともに実践哲学に属するものであった。近代においてはこれらは三つの学問分野に分かれた。今日企業倫理は、応用倫理学の中の一つの分野とみなされているのであるが、アメリカ合衆国のほとんどの総合大学やビジネス・スクールで、企業倫理が経済学や経営学の重要な一科目として認められているのに反し、ドイツや日本の大学の経済学部では、企業倫理はまだ確固とした地位を占めているとは言えない。しかしここ数年来、ドイツにおいても企業倫理学研究所が設立されたり、企業倫理に関する学術雑誌が刊行され始めた<sup>1)</sup>。ドイツ哲学会には経済倫理に関するフォーラム (Forum Wirtschaftsethik der Deutschen Gesellschaft für Philosophie) が設けられている。

このように、企業倫理に関する興味が増大しているのは事実である。ペーター・コスロウスキーによると、ますます発達する経済と技術の分野での我々の行動が、「意図されなかった副作用」をも増大させ、この副作用が、企業倫理が扱う「問題」となるだけでなく、企業倫理への関心が高まった「原因」でもあるというのである<sup>2)</sup>。具体的に見ると、1989年に東西ベルリンを隔ていた壁が崩壊した後、翌年にドイツ統一が実現し、その後ソビエト連邦の分裂が進み、ヨーロッパ統一連合 (EU) が拡大されるに従って、グローバル化が急テンポで進行し、世界経済の構図は確実に変化している。社会的、経済的、そして科学技術的発達に伴い、諸国間における経済的不平等の拡大、異種の文化間あるいは宗教間の衝突、環境破壊、地球の温暖化などの諸問題が必然的に起こってくるのであり、このような問題に対処するためには、地球的視野に立った総合的な考察がますます必要となるだろう。だから応用倫理学の分野としての環境倫理学、技術者倫理学、そして企業倫理学は、現代社会の変遷にあわせて、政治、経済、技術等の多岐に渡り、哲学的思考を行なうことを自己に課すべきである。

ドイツ国内の事情に目を向けると、東西ドイツ統一後、90年代後半以降、失業率は常に10%以上になり、2005年には13%にまで上昇した。特に1998年以降現在ま

で、毎年旧東ドイツでの失業率は西側の約二倍に及んでいる。例えば2006年の全ドイツの失業率は12%であったが、旧西ドイツだけの失業率が10,2%であるのに対し、旧東ドイツでは19,2%に昇った。また東側では、同じ仕事に対する賃金も西側よりも低く、東西の格差がいまだに見られる。さらに2002年のユーロ通貨導入以降、物価は上昇し、国民の間での貧富の差が拡大しているのは否めない事実である。

最近ドイツで問題になったのは、累積黒字を計上する企業が、人件費削減のために工場を東ヨーロッパや中国に移転させ、ドイツ国内の何千という被雇用者を解雇したり、また赤字を抱える企業のトップマネージャーが十億から数十億円に及ぶ年収や報酬金を獲得したことであり、似たようなことは頻繁に見られる。失業手当や社会保障を受けながら苦しい生活を強いられる庶民と、何億円もの年収を稼ぐ会社役員の間での生活の隔たりは、間違いなく拡大している。政治家の中には、企業のトップマネージャーの年収の最高限度額を規定すべきだという提案をなす者もあるが、メルケル首相はそのような意見に対して消極的である。また東ヨーロッパやアジアなどから外国人が入国し、無許可で労働につき、賃金のダンピングが進み、ドイツ人労働者が危機感を感じているのも大きな問題である。普通の市民のドイツ経済に対する不安と不満が増大していることは否めない。このような経済状況の変化に従い、ドイツの家庭や社会の中にも変化が見られる。親が失業手当や社会保障を受けているので朝食をとることもできずに学校に行く「貧しい」子供たちが急増しているのである。ドイツはヨーロッパの中でも最も豊かな国の一つであるのに、社会の中で貧困層の占める割合が増加しているのである。90年代以降、いわゆるネオナチズムが台頭して外国人排斥を唱え、特に旧東ドイツの若年層に支持者を増やしているのは、彼らの不満と鬱憤、将来に対する展望のなさが大きな原因である。つまり、経済的問題が、社会や政治にも悪影響を及ぼしているのである。現代社会の抱える諸問題に直面して、哲学者、社会学者、経済学者そして企業自体が模索しているというのが現在の状況である。以下において、まずドイツにおける企業倫理学の意義を確認し、次に研究者のアプローチを幾つか紹介したい。最後に、国連が提唱するグローバル・コンパクト（GC）の原則、日本の経団連の企業憲章、ドイツの企業が独自に設けている内部規範に言及し、現在社会において企業に求められている社会的責任と企業倫理が課題とすべき問題をまとめたい。

## 1. 企業倫理学とは何か

現在、ドイツでは *Wirtschaftsethik*（経済倫理）と *Unternehmensethik*（企業倫理）という用語が *ビジネス・エシックス* にあてられている。経済倫理学は、広い意味での *ビジネス・エシックス* であるが、企業倫理学は、*ビジネス・エシックス* の範囲内で、特に企業の「行為倫理」（*Handlungsethik*）の研究に重点を置いている。つまり、経

済倫理学は概して、理論的考察をもとにして、経済学、社会学、倫理学の相互関係を体系的にとらえようとするのであるが、企業倫理学は、企業が経営という実践を通して、企業内と企業外で倫理的問題をどのように扱うかという問いを検討する。後者の意味ではビジネス・エシックスは、「企業家」倫理学あるいは「経営者」倫理学と同一化されることになる。行為する主体としての企業家は、被雇用者とその家族の幸福だけではなく、社会とその構成員の安全と幸福に対しても責任を負うのである。

2007年に筆者は、日本哲学会学会において、アメリカの代表的企業倫理学者のノーマン・E・ボウイの著書である“Business Ethics. A Kantian Perspective”『カントの視点から見た企業倫理』（Blackwell, Oxford 1999年）について口頭発表を行なった。彼は、カントの定言命法を企業倫理に応用し、行為規範としてのア・プリオリな原理を確立しようと試みる。すなわち彼は、定言命法の三つの方式を経済学・経営学の実践に当てはめて、その有効性を検討し、ステイクホルダー（広い意味での利害共有体）を目的そのものである人格として尊重し、会社とそれを囲む社会共同体を道徳的共同体とみなすことを提案する。各自が定言命法を遵守し、それに従って行動するならば、経済の発展と人類の繁栄が増進され、カントが『永遠平和のために』で唱えた世界市民主義の理想に、我々の世界が近づくことができる、と彼は説く。しかし、カント倫理学の骨格をなす定言命法を企業倫理に応用し、人格を尊重し、人間を目的自体として扱うことを強調するボウイの主張は、ドイツでは余り賛同者を得ていない。イデーとしての「人間の尊厳」や「人格」という概念は、確かに倫理学の基礎的概念ではあるが、現代ドイツの企業倫理学においては、中心的概念ではない。なぜなら、そこには現実的意義が欠けているからである。それに反し、ドイツ企業倫理学の根本原理をなす概念は、「連帯」（Solidarität）と「責任」（Verantwortung）である。「連帯」という用語は、東西ドイツ統一後の東西間の経済力の格差を是正するための経済政策の適用の理由付けの際にいつも聞かれる言葉である。「責任」という概念は、ハンス・ヨナスの著書『責任という原理』（“Das Prinzip Verantwortung“, 1984年）刊行後、環境倫理、企業倫理、技術者倫理などで、頻繁に用いられることになったのであるが、その核心にある考えは次の通りである。すなわち、我々は現在に生きているのであるが、自分と自分の回りの人間や自然だけではなく、次の世代、またその次の世代が向かい合う人間と自然にも責任があるということである。つまり、個人としての人間が、まだ見ぬ子孫、ひいては人類全体を視野に入れて、生活環境と自然環境を保護し、改善して次の世代に引き継いでゆくことに「責任」を感じ、自然と人間の共生を目指していくことを「義務」として受容し、その遂行を目指すことが重要なのである。企業が利潤追求に走り、自分の利益だけを考えるならば、全体としての人間の生活状況は悪化するばかりであり、地球の限られた資源はすぐに底を突くことになるだろう。この「責任」という概念は、道徳的意義を持つのは確かだが、同時に、長い目で見れば

子孫の繁栄を目的としているので、カントに言わせると、功利的意義を持つことになるだろう。カントは、自然を維持し、環境を保護することには興味がなかったし（もちろん、当時は環境破壊や地球の危機は、まだ問題にならなかったのであるが）、人類の繁栄を願望したわけでもない。彼の歴史哲学及び道徳哲学に関する諸著作から明瞭に読み取れるように、彼にとって人類の存続は、それ自体が重要なのではなく、個人の短い人生においては達成され得ない道徳の完全化に、類としての人間が近づいていくことが重要なのであり、そのために、人類の存続が前提されるにすぎないのである。カントのいう「絶対的義務」は、理性の道徳的法則に従い、その前にひざまずくことであり、自然を尊重したり、自然の前にひざまずくことではない。

## 2. 企業倫理に関する様々なアプローチ

以下において、ヴァルター・Ch. ツィンマリとミヒャエル・アースレンダーによる分類を参考にし、ドイツ語圏、すなわちドイツ及びスイスの研究者の企業倫理に関する研究を紹介し、その傾向をまとめた<sup>3)</sup>。

### （1）規範理論的アプローチ（Karl Homann カール・ホーマン）

カール・ホーマンは、哲学、独文学、カトリック神学、国民経済学を専攻し、私立の Witten/Herdecke 大学で経済学教授を務めたあと、1990 年から 1999 年までアイヒシュテットのカトリック大学の経済学部で、ドイツでは初めて設けられた経済倫理学・経営倫理学の教授に任命された。1999 年以降はミュンヘン大学で経済倫理学を教えている。彼とクリストフ・リュトッゲの共著の『経済倫理学入門』によると、人間は homo oeconomicus として捉えられるのであるが、経済学が問題として扱うのは、人間そのものではなく、人間が経済的活動をなす場合の状況分析であるという（ebd., S.81）。ホーマンは、いわゆる「囚人のジレンマ」を例にあげ、市場経済において戦略とモラルが拮抗する状態を説明し、人間（あるいは企業）が自己利益を追求することだけを考えるならば、市場は全体として結局損をするという理論を提唱する。下記の表では、犯罪を犯した二人組みの容疑者が逮捕され、別々に取調べを受けて、両者の反応を四つの場合に分けて想定している。二人は共に顔を合わすことがなく、意志伝達の道も閉ざされている。彼らの犯した犯罪は十年の懲役刑を受けるのに相当するが、警官は両者に容疑を認めることを促し、そうすれば刑は八年に減刑されると言う。両者とも黙秘あるいは否認すれば、それぞれ二年の刑に処される。一人の容疑者が他の容疑者に不利な証言をすれば、その報いとして前者は釈放され、後者は最高刑にあたる十年の刑を受けるというのがルールである。各自が自己の利益だけを考え、他者を裏切るなら、一方は得をし、他方は大損をすることになるが、両者あわせると十年

の懲役刑となる。両者が警察官に協力的になり、容疑を認めるならば、各自が八年の刑を受けるが、両者あわせて十六年の刑を受け、全体として見れば先の場合よりも重い刑となる。だが、両者が非協力的になれば、各自二年の刑を受け、全体で四年の刑で済む。つまり、非協力的な行動が、全体としては最も有効な結果をもたらすことになるというのである。ホーマンの研究は、様々な市場のルールモデルと、その適用がもたらすと予想される結果の関係に重点が置かれており、その際の倫理観が直面するジレンマを浮き彫りにするのである。例えば、市場経済において、ある会社が、競争相手の会社と製品の価格競争をする際、相手の戦略と行動を予想し、自社の利益追求のために相手と協同するか、裏切るかを、市場全体の利益とモラルを考慮しながら考える場合にこのモデルが適用される。

「囚人のジレンマ」 Homann/Blome-Drees: Wirtschafts- und Unternehmensehtik, S.30.

|       |    | 容疑者 B             | 容疑者 B             |
|-------|----|-------------------|-------------------|
|       |    | 否認                | 容認                |
| 容疑者 A | 否認 | A、B 両者とも 2 年の懲役   | A は 10 年の懲役、B は釈放 |
| 容疑者 A | 容認 | A は釈放、B は 10 年の懲役 | A、B 両者とも 8 年の懲役   |

## （２）討議倫理的アプローチ（Peter Ulrich ペーター・ウーリッヒ）

ペーター・ウーリッヒは 1948 年スイスのベルン市生。1984 から 1987 年までヴッパータール大学経営学教授、1987 年からスイスのザンクトガレン大学企業倫理学教授。1989 年、ザンクトガレン大学ビジネス倫理研究所を創設し、所長を務めている。ウーリッヒは、アリストテレスの言う homo oeconomicus を理性を備えた人間と見なすが、近代においては、進歩重視、利潤追求の経済活動により、経済的理性（ökonomische Vernunft）が人間に失われているので、それも取り戻すためには哲学的思考が必要であると言う。彼は、「神の見えざる手」により市場経済が均衡を保つというアダム・スミスのストア的自然的な考え方とカント的な理性倫理（Vernunftethik）の折衷を目指し、カール・オットー・アーペルの影響により、経済活動における討議理論（ディスクール）の効用と必要性を主張しながら、企業は社会のコンセンサスを重視するべきだとし、功利的倫理学から Kommunikative Ethik（コミュニケーション的倫理学）への方向転換を提言する<sup>4)</sup>。この転換を彼は、「実践哲学的変換」と名づけている。彼の理論の中で特徴的なのは、人権・市民権を三つのカテゴリーに分け、人格的権利と政治的権利と並んで経済的市民権（Wirtschaftsbürgerrechte）という権利に独自のカテゴリーを与えたことである。これは既存の基本的人権を基盤にしながら、経済に



依存する人権・生活権に焦点をあてたものと考えられる。つまり、あらゆる人間は、人間として経済面で平等に扱われ、基本的な人間的生活を送る権利があるというのである。具体的には、国家の保護の下、すべて人は、十分な食糧、水などの供給を受け、快適に生活する権利を有するということを意味する。

| Kategorie von Menschen- und Bürgerrechten (人権、市民権のカテゴリー)                                                  | Dimension moralischer Gleichheit (道徳的平等の次元)                                             | Korrespondierende Dimension der wohlgeordneten Gesellschaft (均整のとれた社会に対応する次元) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (a) Persönlichkeitsrechte (Freiheits-, Abwehr- und Zugehörigkeitsrechte)<br><br>人格的権利 (自由権、拒否権、所属権)       | private Autonomie und selbstbestimmte kulturelle Zugehörigkeit<br><br>私的自律と自己決定による文化的所属 | Liberaler Rechtsstaat<br><br>自由な法的社会                                          |
| (b) Staatsbürgerrechte (politische Teilnahmerechte)<br><br>国民権 (政治的参加権)                                   | politische Partizipation an der Res publica<br><br>公共社会への政治的参加権                         | Demokratie<br><br>民主主義                                                        |
| (c) Wirtschaftsbürgerrechte (sozialökonomische Existenz- und Teilhaberechte)<br><br>経済市民権 (社会経済的存在権利と参加権) | Sozialökonomische Existenzgrundlagen und Lebensbedingungen<br><br>社会経済的生存基盤と生活条件        | Sozialstaat<br><br>社会国家                                                       |

P. Ulrich: „Integrative Wirtschaftsethik. Grundlage einer lebensdienlichen Ökonomie“, S.246, Abb.12: Kategorien von Menschen- und Bürgerrechten.

### (3) カトリック教社会倫理的アプローチ (Oswald von Nell-Breuning, オスヴァルト・フォン・ネル・ブロイニング)

オスヴァルト・フォン・ネル・ブロイニングは1890年トリアー生まれ、1991年フランクフルト没。彼はもともとカトリックの神父であった。1928年以降フランクフルトのザンクト・ゲオルゲン (St. Georgen) 哲学神学大学の倫理学、道徳神学、キリスト教社会理論の教授を務めた。彼はキリスト教社会論の中で、人格の重視、連帯性、助成説 (国家は個人・団体に対して助成的機能を果たす義務があるという説) を説き、これらのキリスト教的原理を社会に生かすことを提唱した。戦後、1948年から1965年まで経済大臣のものの学識者顧問会 (Wissenschaftliche Beirat) の委員を務めた。そのころ彼は経済の専門家たちに囲まれ、経済学に対する知識を身につけた。嘱託講師を経て、1956年からはフランクフルト大学の経済哲学の教授についた。彼の思想の根本にあるのは、個人と共同体、自由と責任という相対概念のバランスをいかに取るかということである。

（4）ネオアリストテレス的アプローチ（Peter Koslowski ペーター・コスロウスキー）

ペーター・コスロウスキーは1952年ゲッティンゲン生まれ。哲学、国民経済学専攻、1985年から1987年までヴィッテン・ヘアデッケ大学の基礎研究所所長、1987年から2001年までハノーファー哲学研究所所長、オックスフォード大学、一ツ橋大学客員教授などを経て、現在アムステルダム大学哲学教授。彼によると、経済的行動は、他の分野における行動と同様に、善良であり道徳的に正しい生活のイデーにかなっていないなければならない。企業倫理は倫理的経済学の規範的部分をなし、社会における倫理的・文化的な様々な立場に関するものであり、経済活動すなわち人間の経済的行動を統御する道徳的規範の設定をその役目として認識するのである。このように、コスロウスキーはアリストテレスの分類にならい、倫理学、政治学、経済学を総括した実践的学問の構築を目指していると言える。

（5）社会責任論的アプローチ（Josef Wieland ヨゼフ・ヴィーラント）<sup>5)</sup>

ヨゼフ・ヴィーラントは1951年ノルトライン・ヴェストファーレン州ベードブルク生まれ。ヴッパータールで哲学、経済学専攻。1990年から1995年までミュンスター大学で企業倫理を研究。1995年ヴィッテン・ヘアデッケ大学で国民経済学（Volkswirtschaftslehre）の教授資格取得。1995年以降コンスタンツ大学経済学・社会学部経済・企業倫理学科教授。コンスタンツ大学価値管理研究所（Konstanz Institut für WerteManagement）創設。企業倫理学センター（Zentrum für Wirtschaftsethik GmbH）所長。彼は、アメリカの経済学者ミルトン・フリーマンによって提唱されたステイクホルダー理論を継承し、ドイツで精力的に展開している。ステイクホルダーとは、もともとストックホルダー（株主）に対して考え出された造語であり、利害関係者や利益共有体を意味する。そこには企業経営者や株主だけではなく、被雇用者、金融機関、消費者など、企業と経済的利害関係にあるあらゆる人間あるいは機関が含まれる。ヴィーラントによると、経済的主体としての企業は、利潤を追求し、企業の持続可能を第一の目標とするのであるが、ステイクホルダーとしての企業はまた、社会の構成員、すなわち企業市民（Corpotate Citizenship）として社会や環境などの持続<sup>6)</sup>にも責任（いわゆる CSR: Corporate Social Responsibility 「企業の社会的責任」）を持つべきであり、そのためには社会的規範や企業倫理を確立し、遵守しなければならないという。彼は企業市民（Corpotate Citizenship）という概念は、グローバル化の進行に伴って出現したと考えて<sup>7)</sup>、ヨーロッパの企業も持続可能な社会を実現するためには、環境や労働問題などについて積極的に取り組むべきだと述べる。ヴィーラントまた、企業内での権力集中や不正行為を防止するために、アメリカ的な「企業統治」（Corporate Governance）の有効性と必然性を強調し、ドイツにおいても企業の内部管理制度を整えることを提唱する。近年日本でも企業の社

会的責任や企業統治について議論が活発になり、大手の企業では社会的業績としてCSR活動を積極的に進めて、その姿勢と結果を公開しているし、企業統治については透明性が求められている。

### 3. 企業の行動規範

#### (1) 国連が提唱するグローバル・コンパクト（GC）

1999年1月に、当時のコフィー・アナン国連事務総長が「人権」、「労働基準」、「環境」に関する原則を「グローバル・コンパクト」（Global Compact）として提唱し、世界中の企業・団体に、この国際的なイニシアチブであるグローバル・コンパクトへの参加を促した。グローバル・コンパクトは、強制力は持たないが、各企業に対して、それぞれの影響力の及ぶ範囲内で、人権、労働基準、環境に関して、国際的に認められた規範を支持し、遵守し、実践するよう要請している。グローバル・コンパクトは2000年7月にニューヨークの国連本部で正式に発足し、2004年には「腐敗防止」に関する原則が追加され、現在十原則からなっている。グローバル・コンパクトは企業に企業市民(Corporate Citizenship)としての責任を自覚させ、持続的で包括的なグローバル経済に貢献することを求めているのである。2004年4月の統計では、世界のあらゆる地域から1300以上の企業、国際労働団体、市民社会の組織がこのグローバル・コンパクトに賛同し、参加している。グローバル・コンパクトの内容をまとめると次の通りである<sup>8)</sup>。

|      | 国連のグローバル・コンパクトの内容                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人権   | 原則1. 企業は、その影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。<br>原則2. 人権侵害に加担しない                                              |
| 労働   | 原則3. 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。<br>原則4. あらゆる形態の強制労働を排除する。<br>原則5. 児童労働を実効的に廃止する。<br>原則6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。 |
| 環境   | 原則7. 企業は、環境問題の予防的なアプローチを支持する。<br>原則8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。<br>原則9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。                |
| 腐敗防止 | 原則10. 企業は、強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。                                                                       |

#### (2) 日経連の企業行動憲章

日本では日本経済団体連合会が、1991年に「企業行動憲章」を制定した（2004年5月改訂）。その序文には、グローバル化が進展するにつれて、児童労働・強制労働を含む人権問題や貧困問題などが生じる事態を懸念し、「企業の社会的責任」（CSR:



Corporate Social Responsibility) を明示し、「ステークホルダーとの対話を重ねつつ社会的責任を果たすことにより、社会における存在意義を高めていかねばならない」とし、「地域社会の発展への寄与、社会貢献活動や環境保全への積極的取り組みなど」を目標に掲げている。「その際、法令遵守が社会的責任の基本であることを再認識する必要がある」と明言している。以下に示す「企業行動憲章」<sup>9)</sup>の内容を見ると、法令遵守（コンプライアンス、compliance）、人権尊重、環境保護、企業市民としての社会的責任などの概念が盛り込まれているのが、瞭然である。

企業行動憲章—社会の信頼と共感を得るために—

(社) 日本経済団体連合会  
1991年9月14日「経団連企業行動憲章」制定  
1996年12月17日同憲章改定  
2002年10月15日「企業行動憲章」へ改定  
2004年5月18日同憲章改定

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

1. 社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

### （３）ドイツ企業の行動規範—BMW を例として

BMW 社のインターネット上のホーム・ページ (<http://www.bmwgroup.com>) を見ると、会社概要、製品などの項目と並んで „Verantwortung “ 「責任」という項目が独自に設けられていて、同社が、国際労働機関（ILO: International Labour Organization）

の規定に従い、環境保護や労働基準を定めていることが明示されている（「BMW グループにおける人権と労働条件に関する共同宣言」 Gemeinsame Erklärung der Menschenrechte und Arbeitsbedingungen in der BMW Group を参照）。ドイツでは 2002 年 2 月にはじめて Corporate Governance Codex がまとめられたが、BMW は同年 12 月にそれになかった独自の Corporate Governance Codex を制定し、インターネット上の同社のホーム・ページで公開している。フォルクス・ワーゲン社のホーム・ページ (<http://www.volkswagenag.com>) を見ると „Nachhaltigkeit und Verantwortung “ 「持続性と責任」 という項目はすぐに見つかるのだが、そこでは環境保護に留意した製品を製造することが中心的に述べられているに過ぎない。2007 年のクリスマス直前に、BMW は約 8 千人の被雇用者（主に派遣社員）を 2008 年度内に解雇することを発表した<sup>10)</sup>、会社が経営不振に陥っているというのではない。BMW は、2007 年には年度の黒字額の最高記録を更新する勢いである。ユーロ高ドル安のために米国への輸出が伸び悩んでいるのは事実だが、この大量解雇は、株主への配当金を上げるために、人件費を削除しようという意図がある、と報道された。また 2008 年 1 月には、携帯電話の世界市場で約 40% のシェアを誇るフィンランドの Nokia 社が、ドイツのポッホムにある工場を同年の半ばまでに閉鎖し、約 2,300 人の従業員を解雇すると発表した。労働賃金の安いルーマニアにある工場に、製造を委託するという。同社の第四四半期の純利益が、72 億ユーロに達するにもかかわらずである<sup>11)</sup>。同年 2 月には、ドイチェ・ポスト（Deutsche Post）の頂点にあるシェフが、約一千万ユーロの所得・財産をリヒテンシュタインの財団に隠し、百万ユーロの脱税の容疑で、検察の家宅捜査と事情聴取を受けた後、自ら職を退いた<sup>12)</sup>。企業のモラルと社会的責任を声高にとなえる企業倫理学は、机上の空論に終わることなく、実践に応用されなければならないが、現実には理想といつも同じではない。企業側の意識革命が、まず必要とされるであろう。

## 終わりに

企業倫理の根本的な問いは、経済的合理主義や功利主義が、人間の倫理的理性とどのような関係を持つかということであろう。私的な自己利益と、公的な人類の福祉と繁栄の対立は、公正な理性によって解決されねばならない。企業が利潤追求に終始するだけで、社会とその構成員に対して社会的責任及び倫理的義務を自覚し実践しないならば、社会は長期的に見れば、経済的にも倫理的にも破綻するだろう。ペーター・コスロウスキーが言うように、倫理学と経済学は同一の対象を扱っている。つまり行為する主体としての人間と、理性に基づいて行なわれる行為自体の間の関係を考察分析し、調整することである<sup>13)</sup>。この意味では、倫理学と経済学は、相互に密接した関係

を持つと言える。我々は、自由で公正な社会を建設することを目標とし、哲学者、経済学者、企業、市民社会が総合的に連帯しながら、企業倫理を確立して行かねばならないのである。

### 参考文献

- Bowie, Norman E.: Business Ethics. A Kantian Perspective, Blackwell, Oxford 1999.
- Frankfurter Allgemeine Zeitung.
- Habisch, André: Corporate Citizenship, Springer, Katholische Universität Eichstätt-Ingolstadt 2003.
- Homann, Karl / Blome-Drees, Franz: Wirtschafts- und Unternehmensethik, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1992.
- Homann, Karl / Lütge, Christoph: Einführung in die Wirtschaftsethik, LIT, Münster 20052.
- <http://www.bmwgroup.com>
- <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/tebiki.pdf>
- [http://www.sozialpolitik-aktuell.de/tabellen\\_arbeitsmarkt.shtml](http://www.sozialpolitik-aktuell.de/tabellen_arbeitsmarkt.shtml) (Duisburg/Essen 大学社会学科が収集したデータ)
- [http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo\\_02.htm](http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo_02.htm)
- <http://www.volkswagenag.com>
- Hütte, Johannes: Unternehmensethik als Synthese aus Ethik und Ökonomik, Rainer Hamp Verlag, München und Mering 2002.
- Koslowski, Peter: Prinzipien der Ethischen Ökonomie. Grundlegung der Wirtschaftsethik und der auf die Ökonomie bezogenen Ethik. Mohr, Tübingen 1988.
- Koslowski (Hg.): Neuere Entwicklungen in der Wirtschaftsethik und Wirtschaftsphilosophie. Springer, Berlin. Heidelberg, New York et al. 1992.
- Lenk, Hans / Maring Matthias (Hg.): Wirtschaft und Ethik, Reclam, Stuttgart 1992.
- Lenk / Maring (Hg.): Technikethik und Wirtschaft Ethik, Leske & Budrich, Opladen 1998.
- Nell-Breuning, Oswald von: Zur christlichen Gesellschaftslehre. Herder, Freiburg 1947 (zus. mit Hermann Sacher).
- Nell-Breuning: Gerechtigkeit und Freiheit. Grundzüge katholischer Soziallehre, Olzog Verlag, München 1980.
- Nida-Rümelin, Julian (Hg.): Angewandte Ethik. Die Bereichsethiken und ihre theoretische Fundierung. Ein Handbuch, Kroener Verlag, Stuttgart 1996.
- Suchanek, Andreas: Ökonomische Ethik, UTB Stuttgart, 2001.
- Ulrich, Peter: Transformation der ökonomischen Vernunft. Fortschrittsperspektiven der modernen Industriegesellschaft, Haupt Verlag, Bern/Stuttgart/Wien, 1986.
- Ulrich: Integrative Wirtschaftsethik. Grundlage einer lebensdienlichen Ökonomie, Haupt Verlag, Bern/Stuttgart/Wien, 1997.
- Wieland, Josef / Conradi, Walter (Hg.): Corporate Citizenship. Gesellschaftliches Engagement - unternehmerischer Nutzen, Metropolis-Verlag, Marburg 2002.
- Wieland: Ethik der Governance, Metropolis-Verlag, Marburg 1999.

- Wieland (Hg.): Governanceethik im Diskurs, Metropolis-Verlag, Marburg 2004.
- Wieland (Hg.): Die Tugend der Governance, Metropolis-Verlag Marburg 2006.
- Wieland (Hg.): Governanceethik und Diskursethik - ein zwangloser Diskurs, Metropolis-Verlag Marburg 2007.

## 注

- 
- 1) 企業倫理に関する著作シリーズとしては St. Galler Beiträge zur Wirtschaftsethik, hg. vom Institut für Wirtschaftsethik der Universität St. Gallen (Leitung: Prof. Dr. Peter Ulrich), Haupt Verlag, Bern/Stuttgart/Wien と Studien zur Governanceethik, Metropolis-Verlag, Marburg がある。企業倫理に関する雑誌としては、Unternehmensethik, Manager-Magazin-Verl.-Ges., Hamburg 1987- と Zeitschrift für Wirtschafts- und Unternehmensethik, hg. vom Berliner Forum für Wirtschafts- und Unternehmensethik, Hampp, Mering 2000- などがある。
  - 2) Koslowski: Prinzipen der Ethischen Ökonomie, S. 7.
  - 3) Zimmerli/Aßländer: Wirtschaftsethik, in: Nida-Rümelin (Hg.): Angewandte Ethik, S. 290-344, 特に S. 313-324 を参照。
  - 4) Ulrich: Transformation der ökonomischen Vernunft. Fortschrittsperspektiven der modernen Industriegesellschaft.
  - 5) このアプローチはツィンマリ / アースレンダーによる分類には含まれていないほど新しいアプローチである。
  - 6) 「持続性」にあたるドイツ語は Nachhaltigkeit であり、経済・政治全般について議論する場合に頻繁に聞かれる言葉である。
  - 7) Wieland: Corporate Citizenship-Management. Eine Zukunftsaufgabe für die Unternehmen!?, in: Corporate Citizenship, hg. Wieland/Conradi, S. 8-21.
  - 8) [http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo\\_02.htm](http://www.unic.or.jp/globalcomp/glo_02.htm) を参照。
  - 9) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/tebiki.pdf> を参照。
  - 10) 2007 年 12 月 22 日の Frankfurter Allgemeine Zeitung の記事による。
  - 11) 2008 年 1 月 25 日の Frankfurter Allgemeine Zeitung の記事による。
  - 12) 2008 年 2 月 15、16 日の Frankfurter Allgemeine Zeitung の記事による。
  - 13) Koslowski: Prinzipen der Ethischen Ökonomie, S.1.